

## 第6回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年6月25日(木) 午後1時55分から午後2時50分

2 開催場所 大月市民会館視聴覚室

3 出席委員

1番 志村 喜光      2番 小林 良次      3番 山田 政文

4番 佐藤 總明      5番 蔦木 正彦      6番 天野 千明

7番 梶原 勝      8番 西村 恒男      9番 矢頭 恵造

10番 山崎 公江      11番 米山 義一      12番 小俣 民男

13番 和田 廣行      14番 佐藤 孝義

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請

日程第3 報告第3号 転用確認証明交付に関する報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 小川 正和      主査 竹下 仁      会計年度職員 河原 広敏

6 会議の概要

事務局      互礼を行います。ご起立ください。礼。ご着席ください。

ただいまより、令和2年第6回農業委員会委員総会を開催いたします。

会長挨拶 志村会長お願いします。

会長      一雨降りますと草もぐっと伸び、その対処に悪戦苦闘している毎日ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のために先月と先々月は人数制限を行って総会を開催いたしました。今月の令和2年第6回の大月市農業委員会委員総会は、全員の参加をいただきまして、通常通りの総会が開けることを厚く御礼申し上げます。引き続き今後とも、感染防止の努力を行っていかねばなりません、くれぐれも委員の皆様方におかれましてもご注意していただきたいとお願い申し上げます。

さて、我々委員の任期も残すこと 25 日となりました。残された期間を精一杯努力いたしまして、次へのバトンタッチができるようにと思っております。よろしく協力のほどをお願い申し上げます。本日の案件につきましては、農地法第 3 条の規定による許可申請が 5 件と第 5 条の規定による許可申請が 4 件でございますが、本総会がスムーズに進行できますようお願い申し上げます。私の挨拶といたします。

事務局 開会宣告。会長をお願いします。

会長 本日は、全員出席です。農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会の成立を宣告します。

事務局 議長選出。大月市農業委員会会議規則第 3 条に基づき議長を会長にお願いいたします。

議長 規則に従いまして議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けましてから発言をお願いいたします。議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

#### 日程第 1 議事録署名委員の指名

議長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。6 番天野千明委員、7 番梶原勝委員を指名いたします。

#### 日程第 2 議事

議長 日程第 2、議事に入ります。議案第 10 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程いたします。申請番号 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 3 ページの地図と 4 ページの写真をご覧ください。申請地は、〇〇〇地目は畑で、面積は〇〇〇㎡です。譲渡人は、〇〇〇、譲受人は、〇〇〇です。場所は、国道〇〇〇号を北に進み、〇〇〇橋を渡ったすぐの位置になります。申請理由は、農業経営の拡大です。譲受人の〇〇〇は、以前より申請地を耕作しており、このたびその地を贈与にて譲り受け、引き続き農業経営をする計画です。譲受人は、市内に〇〇〇㎡の農地を

耕作しており、農業者の要件は満たしております。申請地も、譲受人の〇〇〇が、実際に耕作しており、4ページの写真の状況です。以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の葛木正彦委員をお願いします。

葛木委員 まだここは草刈りをしているだけで耕作はしていません。斜め向かいに〇〇〇さんのもう一つの土地があり、そこは耕作してはいて、そこと続きのような場所です。周りの草を刈ってくれるなどしているのも今〇〇〇さんが譲るようです。一生懸命に農業をしているので何ら問題は無いと思います。ご審議をお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

(異議なしの声)

質疑がないようですから、採決致します。賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、許可と決定致します。

議長 申請番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局 5ページの地図と6ページの写真をご覧ください。申請地は、〇〇〇-1地目は畑で、面積は〇〇〇㎡です。譲渡人は、〇〇〇、譲受人は、〇〇〇です。場所は、〇〇〇の〇〇〇館入り口の信号から南東に〇〇〇mほどになります。申請理由は、農業経営の拡大です。譲受人は、〇〇〇で桃の栽培を行う農家で、このたびその地を購入し桃の栽培をする計画です。実際は、遠方でもありますので、その地のすぐ北側に住む〇〇の〇〇〇に農業指導をしながら桃の栽培をする計画です。譲受人の〇〇〇は、〇〇〇で〇haほどの農地で桃を栽培しており、〇〇〇農業委員会の耕作証明書も提出されており、農業者の資格は有しています。以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の山田政文委員をお願いします。

山田委員 いま事務局から説明があった通りですが、具体的な場所は国道〇〇号の南側にあります。反対側に〇〇〇株式会社があります。道路を挟んで

反対側、さらに南側の〇〇〇に高台があります。L字型になっています。事務局から説明があったように、元々は〇〇〇の一つの敷地、畑でそこを転用して家が建っています。実際は〇〇〇からここへ農業に来るといっても、義父から指導を受けながら桃畑にするようです。以上です。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

(異議なしの声)

質疑がないようですから、採決致します。賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、許可と決定致します。

議長 続いて、申請番号 3、4、5 については、申請者が同一で関連がありますので一括審議したいと思います。事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号 3、4、5 について説明します。7 ページの地図と 8、9 ページの写真をご覧ください。

申請番号 3、申請地は、〇〇〇 外 3 筆です。地目は畑で、面積は〇〇〇 m<sup>2</sup>です。譲渡人は、〇〇〇、譲受人は、〇〇〇です。場所は、〇〇〇になります。申請理由は農業経営の拡大です。譲渡人の〇〇〇は、その地で広い農地を持っていますが、耕作しきれないため、同地に住む〇〇〇に管理を依頼し、耕作をさせておりました。このたび、次の 5 条に出てきますが、宅地部分を購入するに当たり、その関係もはっきりさせたいということで、このたびの申請となります。申請部分については、使用貸借で農地を借り入れ、引き続き耕作する計画です。

続いて、申請番号 4 です。申請地は、同じく〇〇〇 面積は〇〇〇 m<sup>2</sup>です。10 ページの写真です。譲渡人、譲受人とも申請番号 3 と同じです。この地は、購入し、所有権移転をする計画です。5 条に出てきますが、宅地として、〇〇〇と〇〇〇を購入するにあたり、〇〇〇が浮いてしまった形になります。本当ならば、宅地として転用したいところですが、この〇〇 m<sup>2</sup>の土地に農振が掛かっており、宅地と一緒に買い取ることができないため、農地のまま買い取るという計画です。〇〇 m<sup>2</sup>に耕作といってもトマト 1 本くらいかもしれませんが、このまま農地として買い取り、他の農地と一緒に耕作する計画です。

続いて申請番号 5 です。これも譲受人は〇〇〇です。申請地は、〇〇〇 外 2 筆 地目は畑で、面積は〇〇〇㎡です。先ほどの第 3 条の申請地の南側に位置します。譲渡人は、〇〇〇、譲受人は、〇〇〇です。譲渡人の〇〇〇は、すぐ隣に住み親戚に当たる〇〇〇に管理を依頼し、耕作をさせておりました。このたび、その関係をはっきりさせるため贈与にて所有権を移転させたいということで、申請がありました。12 ページの写真の通り、猿除けの高い柵と中で実際に耕作をしている状況です。

以上、3 件ですが、〇〇〇ですが、自分の所有する農地はありませんでしたが、以前から耕作をしており、このたびの 3 つの申請が通れば、〇〇〇㎡を耕作することになり、農業者の要件は満たされると思われま。実際に鳥獣除けの電柵を付けて耕作しております。ご審議をよろしくお願ひします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の西村恒男委員をお願いします。

西村委員 6 月 16 日に事務局と一緒に視察してきました。場所は大月市で一番古いと言われる建造物の〇〇〇寺の近くです。〇〇〇さんは退職して 10 年ほど経ち、自分が健康なうちに全てのことを整理したいとのことで、今回申請がありました。申請番号 4 の〇〇〇㎡ですが、〇〇〇を平成 26 年に架け替え、その時に新しく造った道路のために寸断された部分で、〇〇〇さんの家に接続している畑の一部です。〇〇〇さんと〇〇〇さんは〇〇と〇〇の関係になります。以上です。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について質疑のある方は挙手願ひします。

葛木委員。

葛木委員 〇〇〇と〇〇〇は現在住んでいる場所ですか。

事務局 そうです。

議 長 他に質疑はございますか。質疑がないようですから、採決致します。賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、許可と決定致します。

議 長 続きまして、農地法第 5 条の規定による許可申請に対し意見を求める

件を上程します。

議長 申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号1について説明いたします。15ページの地図と16ページの写真を併せてご覧ください。申請地は、〇〇〇 外1筆、地目は畑で、面積は〇〇〇㎡です。譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇です。家がすでに建てられているが農地のままであったため、その関係を整理するための申請になります。申請理由は、個人住宅の建設です。譲渡人の〇〇〇から農地を購入し、住宅を建てる計画ですが、既に建てられており、追認の申請になります。始末書が提出されておりますので、読み上げます。

(始末書) 読み上げ

以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の西村恒男委員をお願いします。

西村委員 建物は〇〇〇と並んで建っています。先ほども、もう申しましたが〇〇〇さんは元気なうちに整理したいとのことで、申請書を提出されました。ご審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

(異議なしの声)

質疑がないようですから、採決致します。賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 続きまして、申請番号2について事務局に説明を求めます。

事務局 17ページの地図と18ページの写真を併せてご覧ください。申請地は、〇〇〇 地目は畑で、面積は〇〇〇㎡です。譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇一です。場所は、〇〇〇の西に位置しています。申請理由は、個人住宅の敷地の拡張です。譲受人の住宅は水路と幅2mほどの道に挟まれ庭がなかったため、住宅の北側の農地を買い入れ、家庭菜園を含めた庭にしたいという申請です。土地自体は実際には〇〇〇が使用し、野菜などの菜園とつつじ等の植木で整備する計画です。以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。

地区担当の矢頭恵造委員をお願いします。

矢頭委員 6月16日に現地調査をしてきました。〇〇〇さんは平成5年、ずいぶん前に購入して仮登記を行っていたようです。本人は農家ではなくその後家庭菜園のような形で土地を利用していました。この度、仮登記を正すよう本人は真面目な人で、宅地の拡張のようなことですが、しばらくは現状のままで利用していくと考えられます。貴重な農地が家庭菜園であっても守られるのは大変ありがたいことだと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

(異議なしの声)

質疑がないようですから、採決致します。賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 続きまして、申請番号3について事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号3について、19ページの地図と20ページの写真を併せてご覧ください。申請地は、〇〇〇、地目は畑で、面積は〇〇〇㎡です。譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇です。場所は、〇〇〇にある〇〇〇の西に位置しています。申請理由は、個人住宅の進入路です。譲受人の〇〇〇は、隣接する農地の境界線を間違えて使用しておりました。このたび、自分の敷地が違うことが判明し、これを是正するため、隣の農地の所有者、〇〇〇から譲り受けることになりました。追認なので、始末書が出ています。

(始末書)読み上げ

以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の天野千明委員をお願いします。

天野委員 事務局とは一緒に視察できず、後日一人で視察してきました。伺ったときは本人が留守で詳しく伺うことはできなかった。地形上仕方がない状況で、家にスムーズに入れる一つだけの経路のようです。何年も前からこのような形になり、今回登記をすることで気づいたのだと思います。登記が遅れたのは良くなかったのですが、ここで許可を受けたいとのこと。よろしくお

願います。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

(異議なしの声)

質疑がないようですから、採決致します。賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議 長 続きまして、申請番号4について事務局に説明を求めます。

事務局 21ページの地図と 22ページの写真を併せてご覧ください。申請地は、〇〇〇〇、地目は畑で、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇です。場所は、国道〇〇〇号の南、〇〇〇の北に位置しています。申請理由は、個人住宅の進入路の拡張です。譲受人の〇〇は、このたび東側にある住宅を購入することになりましたが、進入路が1mほどしか確保できなかったため、自宅への進入路を拡張するため、この土地を求めることになりました。右隣の進入路のうち1mだけ買い取ることができましたが、残りは買い取ることができませんでした。それだけでは進入できないため、隣の土地を2m分筆して買い取り進入路にするという申請です。この土地にはすでに砂利が敷かれています。それについて経過書が提出されています。

(経過書) 読み上げ

この土地は、平成〇年、譲渡人〇〇〇の〇〇が住宅を建てるため、転用許可を受けましたが、直後に急逝し、その〇〇が相続し、現在〇〇〇が相続し所有しています。その間、災害工事の砂利置き場や、工事の資材置き場となり、このような状況です。

これを機に、残りの部分についても転用をするよう指導しております。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の山田政文委員をお願いします。

山田委員 ただいま事務局から説明があった通りですが、進入路は写真の右側、これがすでに約3mあり、これを通して奥に入れるようになっていました。この道路の所有者とこの中古住宅の所有者は同じで、今回の申請の土地を入れると合計4mほどの道路になります。おそらくこれは一体で使われるよ

うになると思われます。この中古住宅は 10 年ほど空き家になっています。  
また農地と道路の所有者も同一です。審議をよろしくお願いします。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

葛木委員

葛木委員 耕しているところと、いままでの道路の所有者は同じで、ここは分筆されているのか。

事務局 道路は分筆されここは宅地になっています。

葛木委員 わかりました。

議 長 他にございますか。質疑がないようですから、採決致します。賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、許可相当と決定致しました。

### 日程第3 報告事項

議 長 続きまして、報告第3号について事務局に報告を求めます。

事務局 5月11日から6月10日までに出された転用確認証明の交付は2件でした。

番号1

〇〇〇 申請者は〇〇〇 目的は〇〇〇です。

番号2

〇〇〇 申請者は〇〇〇 目的は駐車場です。

以上、写真のとおり現場を確認し、証明書を発行しております。

議 長 この件につきまして何かございますか。

(異議なしの声)

ないようですので承認いただけましたものと致します。

### 日程第4 その他

議 長 日程第4その他を議題と致します。委員の皆様から何かございますか。  
事務局からございますか。

事務局 (諸連絡)

議 長 その他ございますか。無いようですから、本日の日程は全て終了致しまし

た。議事進行にご協力ありがとうございました。

議 長 職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議ありがとうございました。令和 2 年第 6 回大月市農業委員会総会  
を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。